

第2期愛知県基本計画

1 基本計画の対象となる区域(促進区域)

(1) 促進区域

設定する区域は2023年8月1日現在における愛知県全市町村(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村)の行政区域とする。概ねの面積は約51万7千ヘクタール(愛知県面積)である。

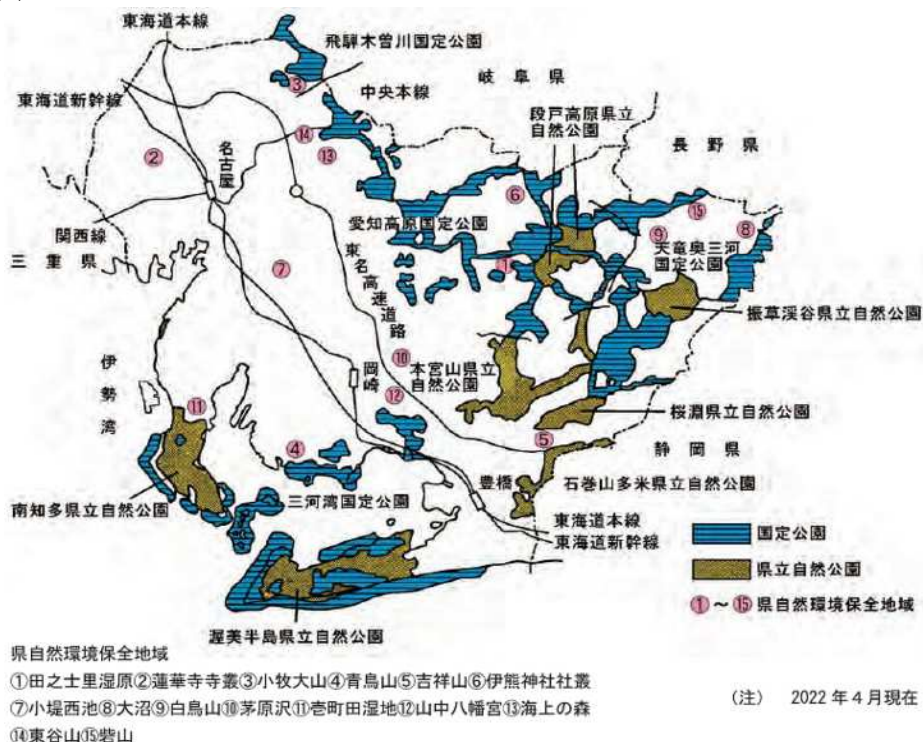
ただし、自然公園法に規定する国定公園及び県立自然公園、環境省選定の特定植物群落及び生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき指定された県自然環境保全地域及び生息地等保護区並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区特別保護地区を除く。

また、自然公園法に規定する国立公園、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域は、本促進区域には存在しない。

なお、本区域は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区(前述の特別保護地区を除く。)、及びシギ・チドリ類渡来湿地、並びに国内希少野生動植物種の生息(繁殖・越冬・渡り環境)・生育区域等を含むものであるため、「8環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

また、本県における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。

(促進区域)



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

① 地理的条件、人口等

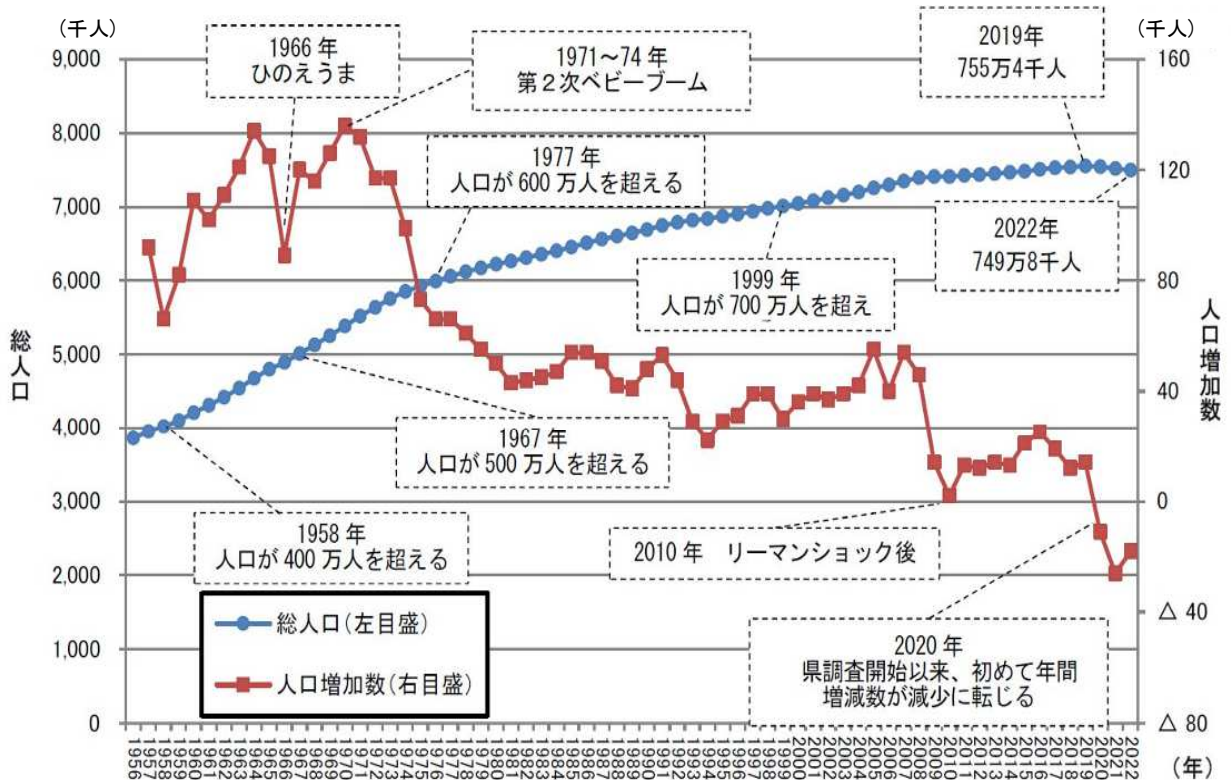
愛知県は、日本のほぼ中央に位置しており、南は太平洋に面し、西は三重県、北は岐阜県と接し、北東は長野県、東は静岡県と接している。

西部から南部にかけての一带は平坦で、木曾・庄内の両川が濃尾平野を、矢作川が岡崎平野を、豊川が豊橋平野をそれぞれ形成し、豊橋平野からは渥美半島が伸びており、地味はよく肥え農業に適している。また、濃尾平野の東側は尾張丘陵からなり、南に伸びて知多半島を形成している。北部から北東部は長野県から木曾山脈が南に伸びて三河高原を形成し、標高1,000mを超える山も少なくない。太平洋・三河湾に接する渥美半島と、三河湾・伊勢湾に接する知多半島により海岸線は長く、沿岸一帯は水産資源に富んでいる。

気候は年間を通して温和で、降雨は夏季に多く、冬季に少ない。渥美半島と知多半島南部は黒潮の影響を受けて温暖であるが、北東部の山間地域はやや冷涼で、気温の較差が大きい。濃尾平野の北西から西にかけては、伊吹山地・養老山地・鈴鹿山脈などがあり、冬季には大陸方面からの季節風による降雪がみられる。

また、人口は749万7,521人（あいちの人口（2022年10月1日現在））で、東京都・神奈川県・大阪府に次いで4位であり、県内市町村のうち、最多は名古屋市の232万5,778人、最少は豊根村の943人となっている。

「愛知県の総人口の推移」



出典：愛知県「あいちの人口」をもとに作成

「市町村別の人口」

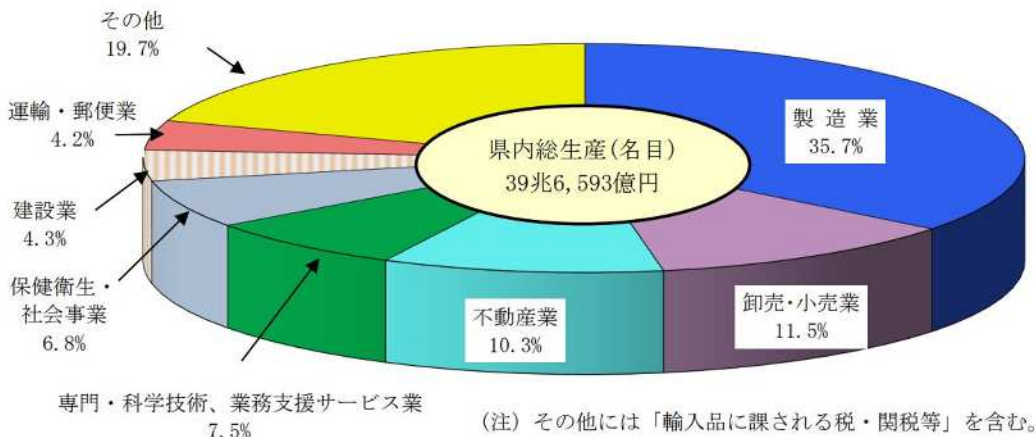
市町村名	2022.10.1 推計人口	2021.10～22.9 人口増減数	市町村名	2022.10.1 推計人口	2021.10～22.9 人口増減数
名古屋市	2,325,778	△ 138	岩倉市	47,710	△ 112
豊橋市	367,217	△ 2,371	豊明市	68,830	△ 139
岡崎市	383,100	△ 776	日進市	92,804	723
一宮市	376,327	△ 2,022	田原市	58,058	△ 557
瀬戸市	127,004	△ 526	愛西市	59,748	△ 572
半田市	116,128	△ 1,039	清須市	67,093	△ 282
春日井市	306,774	△ 929	北名古屋市	86,331	52
豊川市	184,357	△ 215	弥富市	42,641	△ 124
津島市	59,806	△ 455	みよし市	62,156	222
碧南市	72,217	△ 43	あま市	85,719	△ 296
刈谷市	153,447	18	長久手市	61,024	536
豊田市	417,256	△ 2,012	東郷町	43,632	△ 44
安城市	186,838	△ 543	豊山町	15,724	77
西尾市	168,209	△ 382	大口町	24,256	△ 56
蒲郡市	78,651	△ 523	扶桑町	34,257	47
犬山市	72,471	△ 391	大治町	32,735	163
常滑市	57,978	△ 123	蟹江町	36,991	△ 113
江南市	97,068	△ 606	飛島村	4,417	△ 91
小牧市	147,174	△ 539	阿久比町	28,237	△ 105
稲沢市	132,992	△ 1,030	東浦町	49,654	△ 111
新城市	42,880	△ 632	南知多町	15,791	△ 411
東海市	112,937	△ 389	美浜町	21,938	△ 260
大府市	93,019	30	武豊町	43,267	△ 59
知多市	83,118	△ 672	幸田町	42,364	△ 238
知立市	72,088	3	設楽町	4,167	△ 166
尾張旭市	83,224	△ 166	東栄町	2,753	△ 89
高浜市	46,223	28	豊根村	943	△ 39
			愛知県	7,497,521	△ 18,487

出典：愛知県「あいちの人口」をもとに作成

② 産業の集積とインフラの整備状況
(産業の集積)

愛知県の2020年度の県内総生産は39兆6,593億円（あいちの県民経済計算（2020年度））であり、経済活動別では、製造業を始めとする第二次産業の割合が約4割を占めており、特に、製造業の構成比が全国に比べ極めて高いところが、本県の産業構造の特徴となっている。この地域には、自動車産業を始め、工作機械や鉄鋼から、繊維、窯業といった地場産業まで、幅広いものづくり産業が集積しており、これらの産業が技術革新を競い合うことで、新たなイノベーションを生み出してきた。自動車産業、航空宇宙産業、ロボット産業という我が国の基幹産業・成長産業が集積する日本一のモノづくり県として、日本経済の牽引役を果たしている。

「経済活動別県内総生産（名目）（構成比）」



出典：愛知県「あいちの県民経済計算」をもとに作成

(インフラの整備状況)

愛知県では、こうした産業の集積を支える交通網、産業用地、工業用水道、研究機関といったインフラも整備されている。交通網にあつては、本県は首都圏、関西圏という東西の大都市圏の間にあつて、日本中にアクセスしやすい恵まれた立地条件と交通環境を有しており、東名・名神高速道路、東海北陸自動車道等といった高規格道路、名古屋港、三河港、衣浦港といった港湾、さらには中部国際空港、県営名古屋空港があり、陸海空の交通基盤が縦横に整備されている。とりわけ、リニア中央新幹線開業後は、中京圏から首都圏に及ぶ大交流圏を形成することとなり、全線開通すると、東京・名古屋・大阪を中心とする三大都市圏を結び、多様な自然や文化を有する地域を内包する、世界に類を見ない魅力的な経済集積圏である「日本中央回廊」が誕生することとなる。産業用地については、愛知県では、1959年の事業開始から内陸部、臨海部、中部国際空港に隣接した中部臨空都市を含め、これまで約7,200ヘクタールの用地を供給してきており、現在も県・市町村の連携により、計画的な用地造成を進めている。工業用水は、県内32市町村を4つの事業に分けて、木曾川、矢作川、豊川の各水系の上流にあるダムを水源とし、7つの浄水場から各事業所へ供給している。2023年度当初で県内373の事業所へ1日あたり約120万立方メートルを給水して産業活動を支えている。

このほか、愛知県には国公立の試験研究機関を始め、大学や民間企業の研究所など、様々な試験研究機関が集積している。特に本県では、県内の中堅・中小企業のイノベーションを支えるナノテクノロジーを核に、最先端の研究開発環境を備えた拠点である、「知の拠点あいち」を整備し、シンクロトロン光センターや高度計測分析装置の整備・運用の他、地域の企業、大学、研究機関等が参画した共同研究プロジェクトなどを実施するなど、ハード・ソフトの両面から企業の研究開発・技術開発を支える体制が整っている。

(イノベーションの創出及びDXの促進支援)

愛知県では、2018年10月に策定した「Aichi-Startup戦略」に基づき、スタートアップと、愛知の強みであるモノづくりの生産システムや優れた技術・技能との融合による新たなイノベーションを誘発し、本県産業の成長を促進させるスタートアップ・エコシステムの形成に向けた取組を進めている。

この戦略の核となる事業として、スタートアップの創出・育成・展開・誘致やパートナー企業とのオープンイノベーションを促進させる支援拠点「STATION Ai」を2024年10月にオープン予定である。なお、オープンまでの間も切れ目ない支援を行うため、STATION Aiの整備に先駆けて、スタートアップ支援拠点「PRE-STATION Ai」をWeWorkグローバルゲート名古屋内に開設し、スタートアップの総合支援を行っている。

また、MOU等を締結する6カ国15機関のスタートアップ支援機関・大学等と連携し、各連携機関の強みを活かした事業を実施しており、海外のスタートアップ・エコシステムとのネットワーク形成に向けた取組を進めている。

さらに、県内企業のデジタル化・DXの促進に向け、地域の経済団体、大学、金融機関、行政等が連携して取組を進めている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

愛知県は、全雇用者数の約 2.5 割、県内総生産の約 3.5 割が製造業（あいちの県民経済計算（2020 年度））となっており、製造品出荷額等が 1977 年以来 45 年連続で日本一（2022 年経済構造実態調査）を続けるなど、わが国のものづくりをリードする産業県である。今後も、その強い産業力をさらに強くすることで、働く場をつくり、人を呼び込み、そこでまた新たな産業や仕事が生み出されるという好循環を継続・加速させていくことが重要である。

そのためには、産業集積の形成を促進するとともに産業の高付加価値化を図り、次代の柱となる産業を育てていかなければならない。基幹産業である自動車産業については、自動運転や電動化を始めとする「CASE」などモビリティに関わる新たな技術・サービスへの対応を強力に推進するほか、自動車に次ぐ柱として期待される航空宇宙産業については、国際戦略総合特区に基づく支援措置の活用などにより、さらなる企業集積や航空機生産機能の拡大・強化を図っていくことが重要である。さらに、第 3 の柱として期待されるロボット産業や、健康長寿産業などの振興を図るとともに、革新的なビジネスモデルや最先端技術を持つスタートアップを起爆剤としたイノベーションの創出を推進することが重要である。

本県の産業労働政策の基本方針と重点施策を取りまとめた「あいち経済労働ビジョン 2021-2025」では、次世代産業の振興・イノベーションの創出について、2025 年度までに「自動運転」の分野での社会実装件数を 3 件、中部地域の航空宇宙産業の生産高を 1.08 兆円、ロボット製造業の製造品出荷額等を 3,005 億円、スタートアップと様々なプレーヤー間の共創による新規事業開発件数を年間 50 件、製造品出荷額等の全国シェアを 15.0%程度まで引き上げることが目標としている。

(2) 経済的効果の目標

1 件あたり平均 1 億 95 百万円（当計画において「5 地域の特性」に記載されている業種の 1 事業所あたりの付加価値額※）の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 180 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.4 倍の波及効果を与え、促進区域で 491 億円の付加価値を創出することにより、旧基本計画（2017 年 9 月 29 日同意）で創出した 310 億円との合算で 801 億円の付加価値創出を目指す。

また、KPI として、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

※「5 地域の特性」に該当する業種の 1 事業所あたりの付加価値額

* 製造業全 24 業種、情報通信業全 5 業種、物流産業 5 業種の 1 事業所あたりの付加価値額を算出（令和 3 年経済センサス活動調査より）。

該当業種の総付加価値額 **8,033,925 百万円** / 総事業所数 **41,247 事業所**

= 1 事業所あたりの付加価値額 **1億9,478万円** ≒ **1億95百万円**

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	310 億円	801 億円	+158.4%

【任意記載の KPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	1 億 20 百万円	1 億 95 百万円	+62.5%
地域経済牽引事業の新規事業件数	172 件	180 件	+4.7%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が7,078万円（愛知県の1事業所あたり平均付加価値額（令和3年経済センサスー活動調査より）を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

ア 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で4.5%増加すること

イ 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で4.5%増加すること

ウ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で7.5%増加すること

なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

本計画における重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。なお、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、及びシギ・チドリ類渡来湿地、並びに国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育区域等は本重点促進区域には存在しない。

【重点促進区域1：地図上の位置（下図のとおり）】

西尾市衣浦14号地（西尾市港町）

（概況及び公共施設等の整備状況）

西尾市衣浦14号地 10.2ヘクタール

本区域は、地域の特性として輸送機械や製鉄所などの製造業や発電所などの基幹産業を中心とした企業の事業所が集積する衣浦臨海工業地帯に位置している。本区域は名古屋方面・豊橋方面に通じる国道247号から半径4キロ以内に位置し、衣浦港中央ふ頭から半径6キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進を行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

都市計画における記載：西尾市衣浦14号地は市街化区域（工業専用地域）とされて

いる。

西尾市都市計画マスタープランにおける記載：西尾市衣浦14号地は市街化区域（工業エリア）とされている。

衣浦港港湾計画における記載：西尾市衣浦14号地は工業用地とされている。

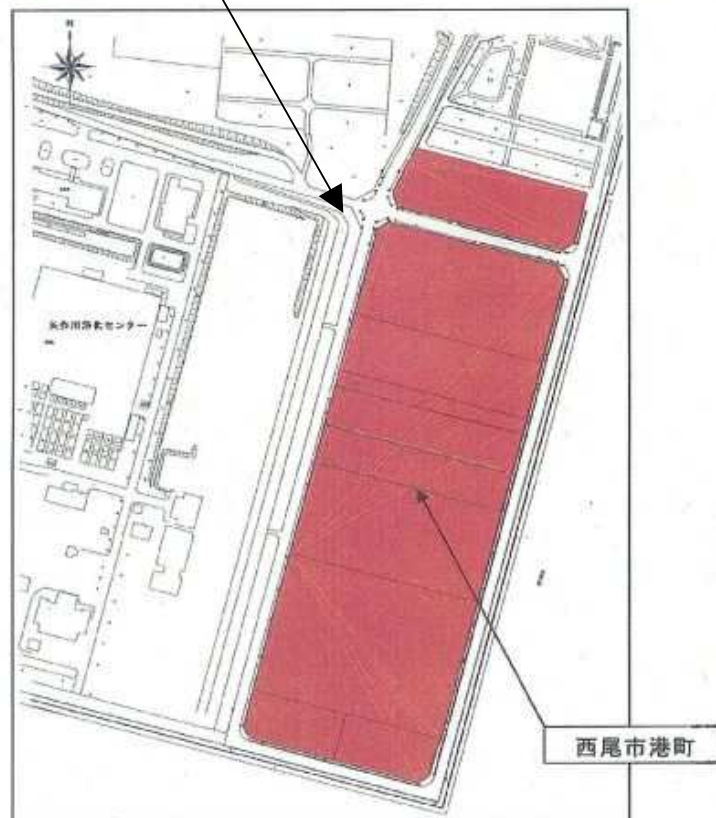
なお、本区域には、市街化調整区域及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は存在しない。

(地図)

西尾市 衣浦14号地 位置図



詳細図



【重点促進区域 2：地図上の位置 A】

蒲郡市 浜町

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 147 ヘクタール程度である。

本区域は、重要港湾である三河港蒲郡地区に位置しており、約 80 社の製造業、物流業等の企業の事業所が集積している。地区内には耐震岸壁が整備されており、港湾物流拠点として機能している。また、国道 23 号蒲郡バイパス蒲郡西 I C まで約 4 k m、東名高速道路音羽蒲郡 I C まで約 12 k m と、水陸の交通の結節点に位置しており、当該地域において地域経済牽引事業を重点的に促進を行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

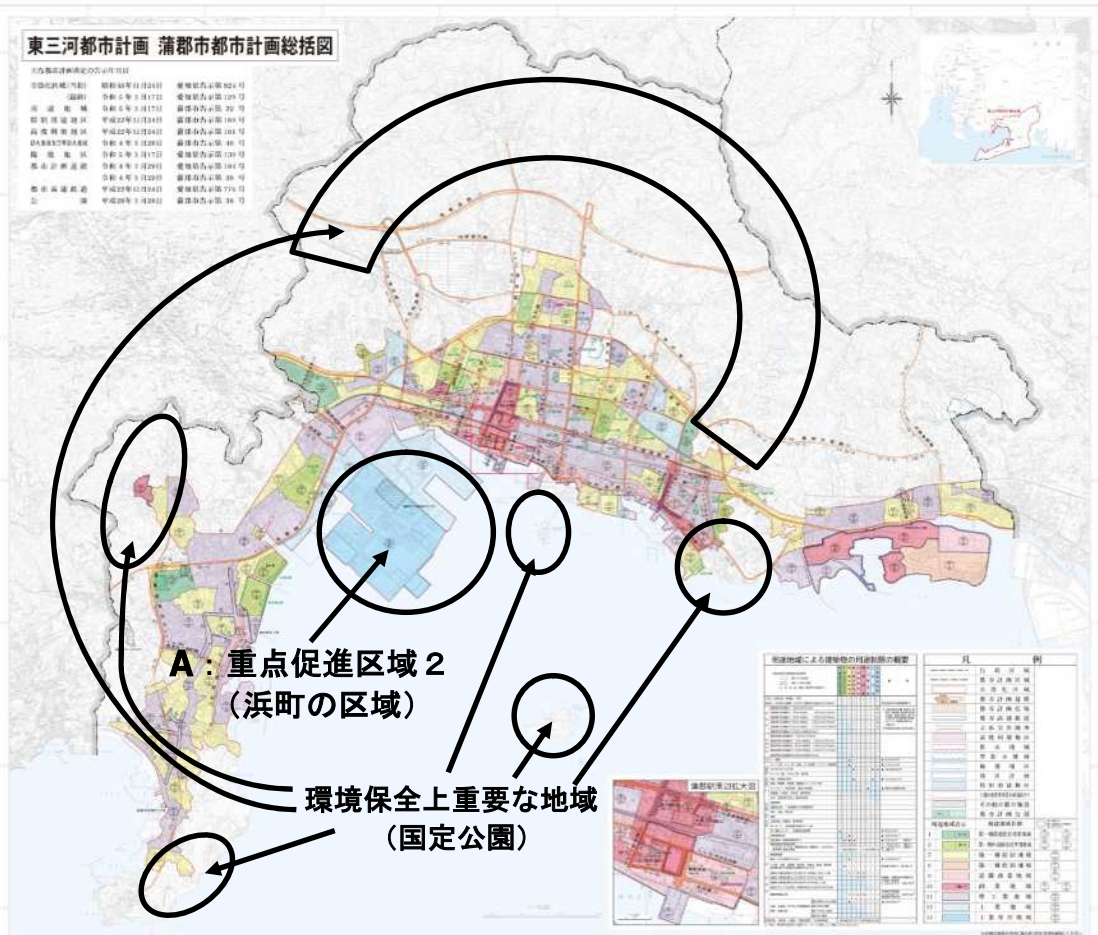
都市計画における記載：東三河都市計画区域マスタープランにおいて当地を含む三河港臨海部は工業ゾーンと位置付けられている。用途地域では工業地域及び工業専用地域に位置付けられている。

蒲郡市都市計画マスタープランにおける記載：本区域の大部分が工業地区、北側の一部がレクリエーション地区と位置付けられている。

まち・ひと・しごと総合戦略における記載：地域の位置付けは特になされていない。

なお、本区域には、市街化調整区域及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は存在しない。

(地図)



【重点促進区域3：地図上の位置A、B】

弥富市 楠一丁目、二丁目、三丁目（弥富ふ頭）

富浜一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目（鍋田ふ頭）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は弥富ふ頭約 239 ヘクタール、鍋田ふ頭約 248 ヘクタール、合計約 487 ヘクタールである。

本区域は、伊勢湾岸自動車道（湾岸弥富 IC、弥富木曾岬 IC）、国道 23 号及び西尾張中央道により東西南北の交通の便が良く、鍋田ふ頭には耐震強化岸壁を備えた高規格のコンテナターミナルを有し、既に物流関連を始め航空宇宙産業関連企業等、多くの企業が立地している。

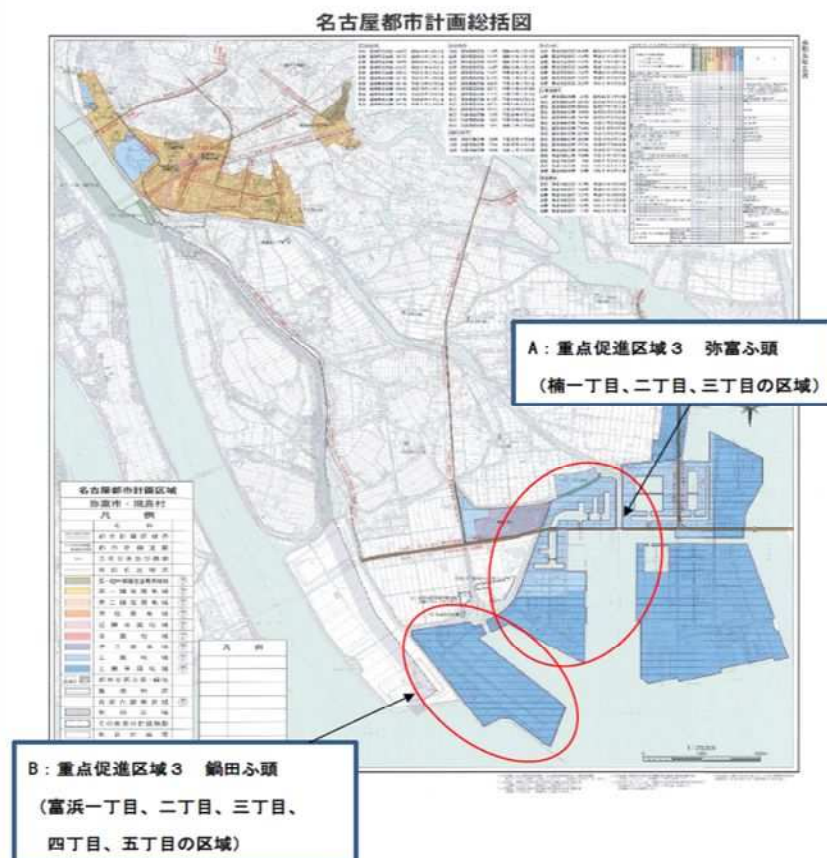
（関連計画における記載等）

都市計画における記載：弥富ふ頭及び鍋田ふ頭は市街化区域（工業地域・工業専用地域）とされている。

弥富市都市計画マスタープランにおける記載：弥富ふ頭及び鍋田ふ頭は、関係機関と連携した港湾関連施設の充実により、物流機能の強化を図りつつ、その周辺・後背地においては、新産業の創出を推進し産業拠点機能の強化を図る区域と位置付けられている。

なお、本区域には、市街化調整区域及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は存在しない。

（地図）



【重点促進区域4：地図上の位置A】

豊山町大字豊場字松ノ木島、字阿古島、字岡浦、字丸田、字押洗、字岡山、字岡西、
字幟立、字新田町、字小道
大字青山字阿古島、字尾張田、字河原、字社宮司、字道仙島、字乗房、
字花ビラ、字矢留、字棒作

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は42ヘクタール程度である。

本区域は、名古屋市都心部より北へ約10km、濃尾平野のほぼ中央に位置しており、航空宇宙産業関連企業の事業所が集積している。また、名古屋空港アクセス道路として機能する県道名古屋空港中央線等による幹線道路ネットワークが形成されており、当該地域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：本区域は、名古屋都市計画区域マスタープランにおいて県営名古屋空港周辺部に含まれ、広域交流・物流拠点と位置付けられている。また、用途地域では工業地域に位置付けられている。

豊山町都市計画マスタープランにおける記載：本区域は産業ゾーン（航空宇宙産業系）に位置付けられている。

まち・ひと・しごと総合戦略における記載：空港及び空港機能と一体となった航空宇宙産業の集積を誘導することとしている。

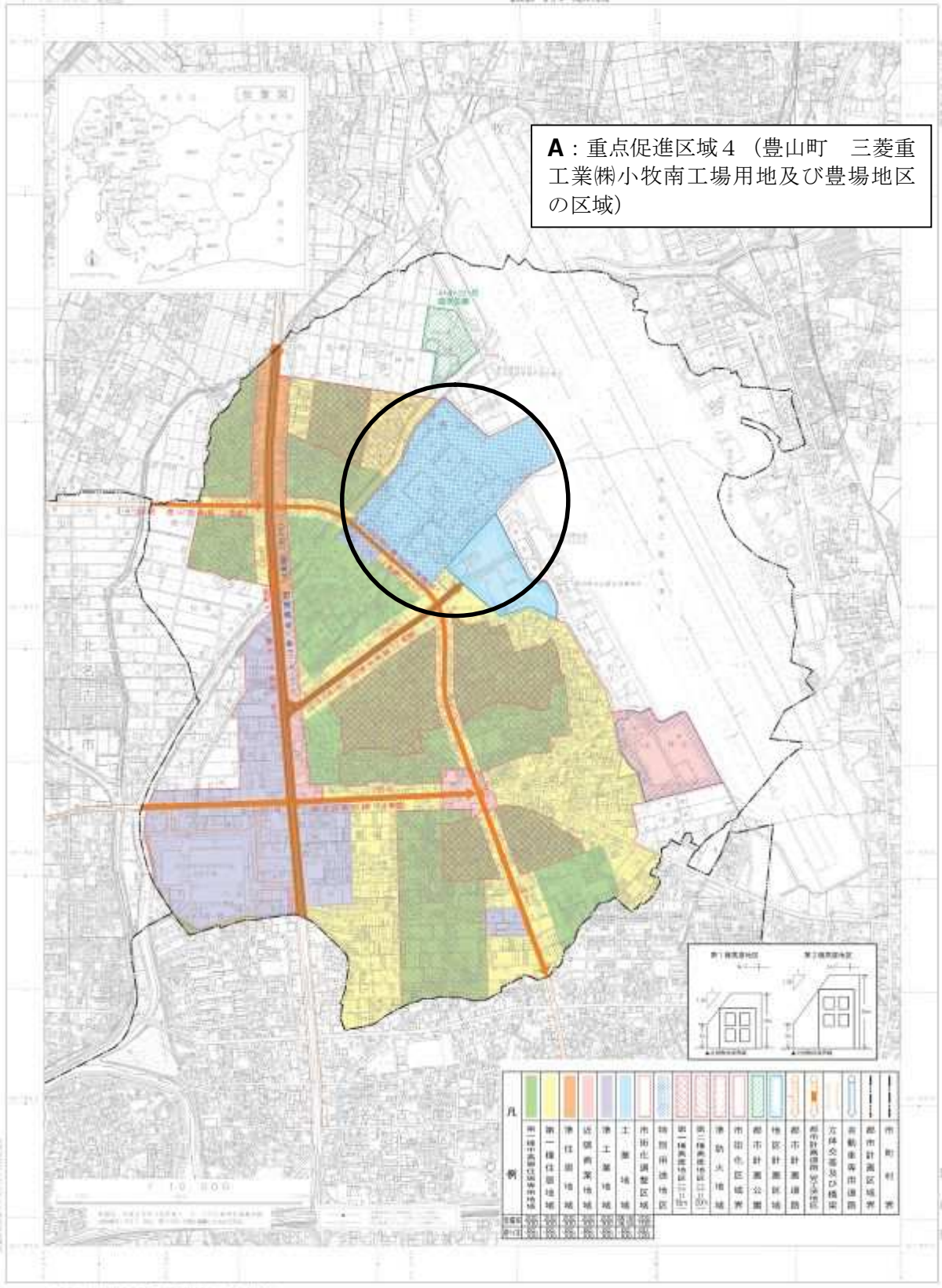
国際戦略総合特別区域計画における記載：本区域は、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区に指定されている。

なお、本区域には、市街化調整区域及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は存在しない。

(地図)

名古屋都市計画区域
豊山町都市計画図

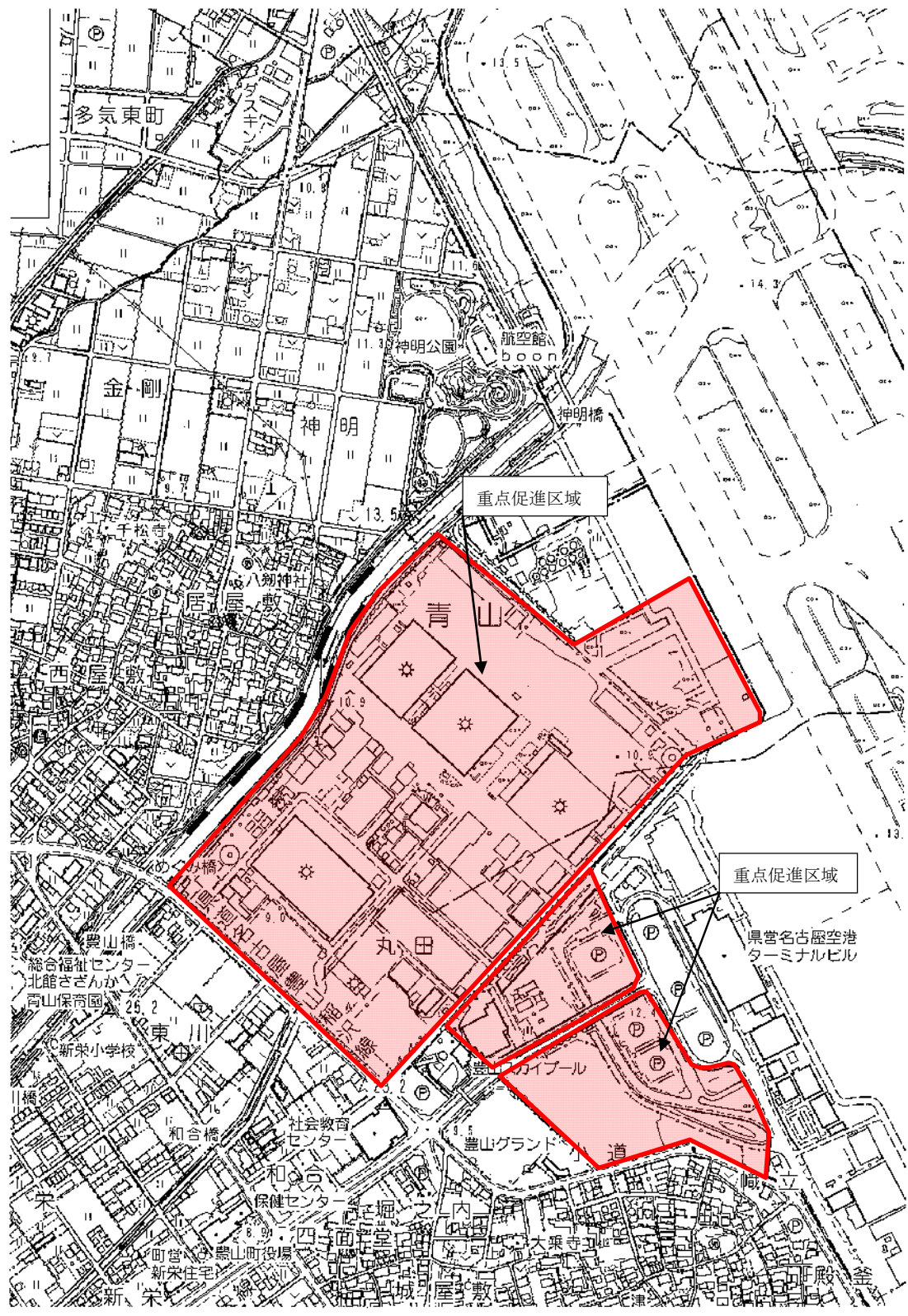
用途地域	第一種住居地域	第二種住居地域	第三種住居地域	第一種中密度住居地域	第二種中密度住居地域	第一種商業地域	第二種商業地域	第三種商業地域	第一種工業地域	第二種工業地域	第一種公共施設地域	第二種公共施設地域	第一種緑地	第二種緑地	第一種公園	第二種公園	第一種緑地	第二種緑地	第一種公園	第二種公園	第一種公園	第二種公園	第一種公園	第二種公園
用途地域	第一種住居地域	第二種住居地域	第三種住居地域	第一種中密度住居地域	第二種中密度住居地域	第一種商業地域	第二種商業地域	第三種商業地域	第一種工業地域	第二種工業地域	第一種公共施設地域	第二種公共施設地域	第一種緑地	第二種緑地	第一種公園	第二種公園	第一種緑地	第二種緑地	第一種公園	第二種公園	第一種公園	第二種公園	第一種公園	第二種公園



A : 重点促進区域 4 (豊山町 三菱重工業(株)小牧南工場用地及び豊場地区の区域)

この図面は、都市計画の概略を示すものであり、詳細な設計図ではありません。実際の建設には、都市計画決定後の変更や、関係機関との協議が必要となります。

(詳細図)



【重点促進区域5：地図上の位置A、B】

飛島村 木場一丁目、木場二丁目、金岡
西浜、東浜一丁目、東浜二丁目、東浜三丁目

(概要及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は、木場・金岡 231 ヘクタール程度、西浜・東浜 478 ヘクタール程度である。

本区域は、名古屋港西部地区に位置しており、航空宇宙産業や自動車産業等、愛知県の産業の柱を担う産業が集積している。また、伊勢湾岸自動車道（飛島IC）や、名古屋環状2号線（飛島北IC）等により、交通インフラも充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進を行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

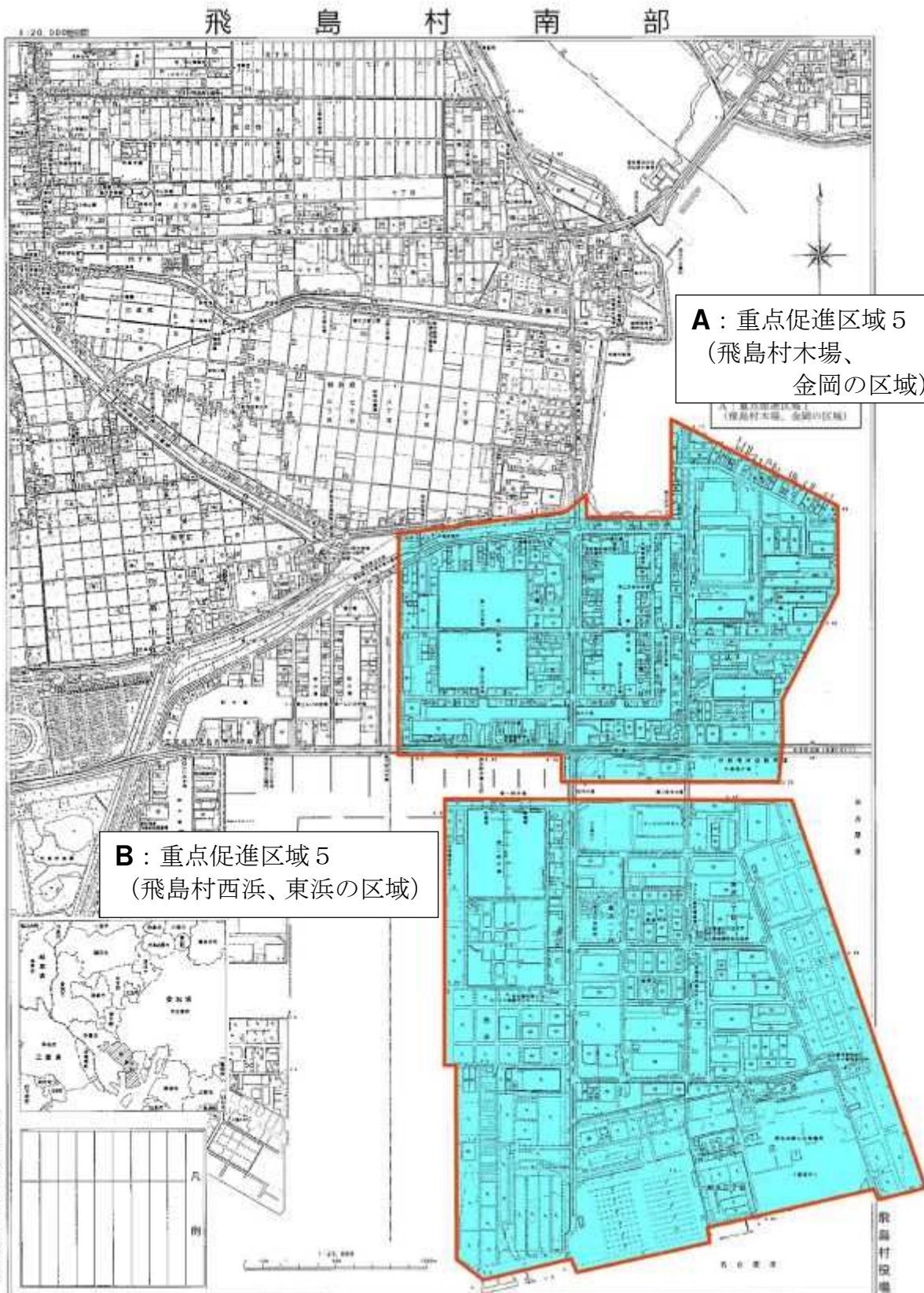
都市計画における記載：飛島村木場は市街化区域（工業地域）、金岡・西浜・東浜は市街化区域（工業専用地域）とされている。

飛島村都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、物流・産業ゾーンと位置付けられている。

まち・ひと・しごと総合戦略における記載：地域の位置付けは特になされていない。

なお、本区域には、市街化調整区域及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は存在しない。

(地図)



A : 重点促進区域 5
(飛島村木場、
金岡の区域)

B : 重点促進区域 5
(飛島村西浜、東浜の区域)

【重点促進区域6：地図上の位置（下図のとおり）】

半田市中億田町

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は8ヘクタール程度であり、半田農業振興地域整備計画における農用地区域に位置づけられている。

半田市では臨海部の工業専用地域に工場が集積しており、約60社の製造業、物流業等の企業が立地している。

本区域は、臨海部の主要道路である臨港道路中央埠頭西線を介して臨海部の工業専用地域に連続しており、電気、上水道などのインフラ整備が完了しているほか、2020年度にはアクセス道路となる市道中平日東2号線の歩道設置も完了しており、利用者の安全性及び利便性を高めるための環境整備も実施している。また、本区域は国道247号へのアクセスにも優れるなど、交通インフラが充実した場所でもあり、特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図ることが適当である。

また、本区域の全域が農用地区域であることから、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」において土地利用の調整方針を記載する。なお、当該重点促進区域は市街化調整区域が含まれているため、都市計画法に基づく開発許可を行うこととする。

（関連計画における記載等）

半田市総合計画における記載：半田市総合計画の土地利用構想において、環境との調和を図りながら地域経済の活性化につながる企業の立地誘導を図る新土地需要ゾーンに位置付けられている。

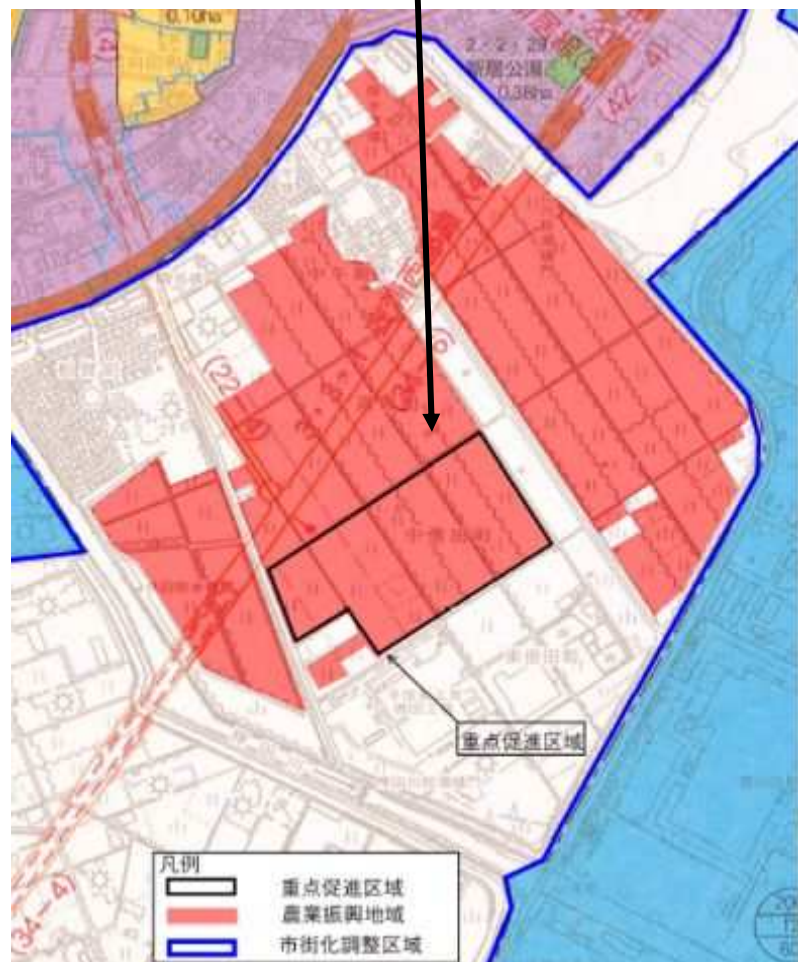
半田市都市計画マスタープランにおける記載：半田市都市計画マスタープランの土地利用において、自然環境との調和を図りながら、新たな産業等の土地需要に対応する新土地需要ゾーンに位置付けられている。また、地域別の土地利用の構想においても、優良な農地の保全に配慮しつつ、開発基準条例等に基づいた企業誘致を推進することとしている。

半田農業振興地域整備計画における記載：農用地利用計画において、本区域における工業用地の整備に関しては、地形の改変を最小限にとどめるとともに、農業用水施設の付け替えや既存道路の拡幅整備、新設道路整備、緑地の整備等、周辺農用地の利用や施設の維持管理に対し、支障のないよう行うこととしている。

(地図)



詳細図



【重点促進区域 7：地図上の位置 A】

知立市八橋町赤羽、八橋町上井場取、八橋町下井場取、八橋町東畑

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 23 ヘクタール程度であり、知立農業振興地域整備計画における農用地区域に位置づけられる。

本区域は、知立市北東部に位置しており、周辺には自動車関連産業の企業が集積している。また、本区域は伊勢湾岸自動車道豊田南 I C まで 2.3 km、衣浦豊田道路牛田 I C まで 2.5 km、名古屋鉄道三河八橋駅まで 0.5 km に位置している。都市計画道路花園里線が区域内に整備されており、広域交通の利便性が高まっていることから、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定する。

また、本区域の全域が農用地区域であることから、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」において土地利用の調整方針を記載する。なお、当該重点促進区域は市街化調整区域が含まれているため、都市計画法に基づく開発許可を行うこととする。

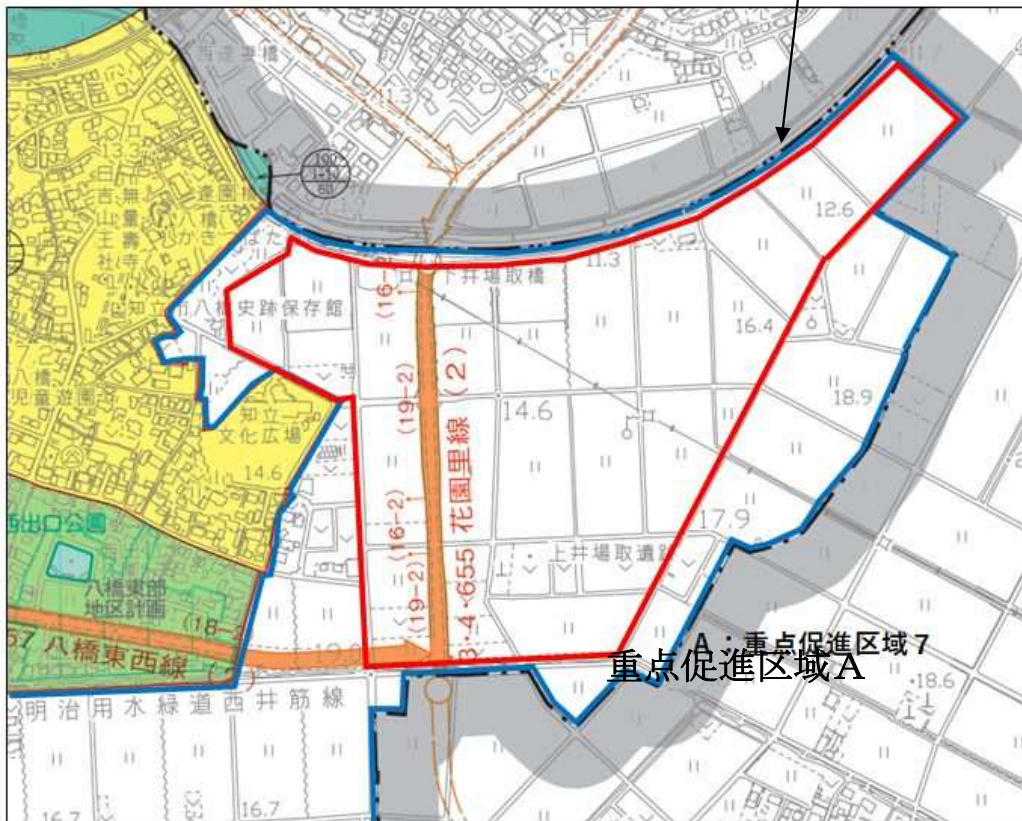
(関連計画における記載等)

知立市総合計画における記載：将来都市構造図において、産業ゾーンと位置づけ、広域道路ネットワークのアクセス性が高い地区で、工業を中心に一団の農地を活用し、新たな産業誘致を図ることとしている。

知立市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、産業促進拠点と位置づけられており、産業機能の需要の受け皿として、ものづくり産業を一層振興するとしている。

知立農業振興地域整備計画における記載：本区域は、産業機能の立地需要の受け皿として産業促進拠点と位置づけられており、近年宅地などの市街地が拡大する傾向にあるなかで、総合計画や都市マスタープランの土地利用方針として産業系市街地の拡大が示されていることから、将来の需要に応え得るよう、必要な土地利用調整を図りながら検討していくとしている。

(地図)



(2) 区域設定の理由

【重点促進区域 1（西尾市）】

区域の設定に当たっては、2022 年度に実施した工場適地調査によると、愛知県企業庁が造成した西尾市衣浦 14 号地内に約 2.4 ヘクタールの分譲中の工業用地があり、当該用地は地域の特性である輸送機械産業の集積されている地域の近隣に位置し、新たな工業の用地として十分な面積を備えていることから、これを含めて重点促進区域を設定することとしており、遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするとともに、新規企業において競争力のある生産施設の建設を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 2（蒲郡市）】

本区域は、蒲郡市における最大の事業用地として機能しており、約 80 社の製造業、物流業等の企業の事業所が集積している。2022 年に実施した工場適地調査において当地域は工場適地としては指定されておらず、2023 年 8 月 1 日現在、当該重点促進区域内に遊休地は存在しない。三河港蒲郡地区に位置しており港湾物流拠点として機能しているほか、国道 23 号蒲郡バイパスや東名高速道路音羽蒲郡 I C にも近く、交通インフラが充実している。また、用途地域は工業地域または工業専用地域であり、区域内に住宅もなく製造業や物流業を営むには良好な環境でもあることから、その強みをさらに活かすため、重点促進区域として設定することとする。

なお、本区域には地域未来投資促進法に基づく工場立地法の緑地緩和の対象区域が含まれており、引き続きこの措置を継続していく必要があることから、工場立地特例対象区域についても設定することとする。

【重点促進区域 3（弥富市）】

概ねの面積は弥富ふ頭約 239 ヘクタール、鍋田ふ頭約 248 ヘクタール、合計約 487 ヘクタールである。当該重点促進区域は既に一定数の事業所が立地しており、2022 年度に実施した工場適地調査において当地域は工場適地としては指定されておらず、2023 年 8 月 1 日現在、当該重点促進区域内に遊休地は存在しない。

本区域は、伊勢湾岸自動車道、国道 23 号及び西尾張中央道により東西南北の交通の便がよく既に航空宇宙産業関連企業等、多くの企業が立地している。

貯木場の埋立地を分譲することによる企業立地が行われており、地域経済牽引事業を重点的に推進することが適当である。当地域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 4（豊山町）】

概ねの面積は全体で約 42 ヘクタールであり、当該重点促進区域は既に一定数の事業所が立地している。2022 年度に実施した工場適地調査において当地域は工場適地としては指定されておらず、2023 年 8 月 1 日現在、当該重点促進区域内に遊休地は存在しない。本区域は三菱重工業株式会社小牧南工場が立地しており、この地域の航空機生産に係る大きな拠点の一つとなっている。豊場地区を含め、県営名古屋空港の隣接地において、空港機能を活用した民間航空機の生産・整備拠点の強化などの地域経済牽引事業を重点的に促進するために、重点促進区域として設定することとする。また、当地域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 5（飛島村）】

当該区域は飛島村都市計画マスタープランにおいて「物流・産業ゾーン」と位置づけられ、物流、生産、加工の増進を図る地域としており、航空宇宙産業や自動車産業等、愛知県の産業の柱を担う産業が集積されている地域である。既に多数の企業立地により「物流や産業の機能が集積する物流・産業地帯」が形成されており、名古屋港飛島ふ頭地区のコンテナターミナルの整備により、さらなる物流や産業の機能強化によって愛知県、中部地域の発展につながることを期待されている地域である。当該重点促進区域は既に一定数の事業所が立地しており、2022年度に実施した工場適地調査において当地域は工場適地としては指定されておらず、2023年8月1日現在、当該重点促進区域内に遊休地は存在しない。

さらに、伊勢湾岸自動車道（飛島IC）や、名古屋環状2号線（飛島北IC）等により、交通インフラも充実していることから、飛島村木場、金岡（面積約231ヘクタール）及び飛島村西浜、東浜（面積約478ヘクタール）を重点促進区域として設定することとする。また、当地域を工場立地の特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 6（半田市）】

「(1) 重点促進区域」の「概況及び公共施設等の整備状況」に記載したとおり、本区域は企業立地の環境が整っている。

また、市内においては、宅地化された遊休地及び未造成の工業用地など工場が立地可能な未利用地はない。そのため、企業が求める面積の工業用地が確保できず、企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、農用地区域である本区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

【重点促進区域 7（知立市）】

本区域は、高速道路や主要国道へのアクセスが良く、西三河地域の特性である自動車部品製造業を中心とした企業が集積する地域の近隣に位置しており、新たな産業の用地として十分な面積を備えていることから、重点促進区域に設定することとする。

また、市内においては、宅地化された遊休地及び未造成の工業用地など工場が立地可能な未利用地はない。そのため、企業が求める面積の工業用地が確保できず、企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、農用地区域である本区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

別表1のとおり

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及び活用戦略

- ① 加工組立型産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 素材型産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ③ 生活関連型産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ④ 情報通信産業の産業集積を活用したデジタル・DX分野
- ⑤ 東名・名神高速道路や中部国際空港、名古屋港などの交通インフラを活用した物流産業分野

(2) 選定の理由

2022年経済構造実態調査によると、愛知県の製造品出荷額等は県内47兆8,946億円と、全国の14.5%を占めており、1977年から45年連続して全国1位を維持している。また、2020年度の産業別県内総生産において、製造業が占める割合は、全国の20.1%に対して、本県は35.7%と高く、ものづくりを中心とした産業集積が形成されている。

特にこの地域は我が国のみならず、世界トップレベルの国際競争力の高い自動車産業の一大集積地であり、完成車メーカーや、多種多様なサプライヤー企業の本社、研究施設が三河地域を中心として県内各地に集積している。また、航空宇宙産業ではボーイング社の主要機の機体構造組立の生産拠点となる工場が立地するほか、航空機のエンジン、素材・各種部品、ロケットの部品・本体、推進剤等を製造する企業が幅広く集積している。

さらに、次世代の産業の柱として期待されるロボット産業や環境・新エネルギー産業、健康長寿産業等とそれを支えるものづくりの基盤があり、こうした成長分野を支える産業集積を背景に、イノベーションを推進し、今後も我が国のものづくりのフロントランナーとして更なる成長が期待できる。

業種別の分類でみると加工組立型産業、素材型産業において重厚な産業集積を有するほか、古くから基幹産業として栄えてきた繊維や窯業陶磁器などの生活関連産業が集積しており、いずれも製造品出荷額等で全国トップクラスのシェアを有している。今後も、成長分野だけに留まらず、幅広くものづくりを支える分厚い産業集積を活用し、様々な分野でより付加価値の高い事業の創出が期待される。

加工組立型産業・・・輸送用機械器具製造業や電気機械器具製造業など、素材型業種で生産された半製品を元に加工・組み立てを行って製品を生産する業種。

素材型産業・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業や石油・石炭製品製造業、化学工業といった、他の産業に再投入される製品を生産する業種。

生活関連型産業・・・食料品製造業や家具・装備品製造業など、人々の生活に関連した業種。

加えて、IoTやAIなどに係る情報通信産業や発達した陸・海・空の交通インフラも活用することで、ものづくりを中心とした地域を牽引する事業の創出が期待される。

① 加工組立型産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野

2022年経済構造実態調査によると、下記の表に示すようにものづくりを支える加工組立型産業が集積している。

全国トップレベルの集積を活用し、ロボットや健康長寿など今後市場の拡大が見込まれる分野への進出や、世の中のニーズを先取りした新たな付加価値の付与、異業種の技術や発想の融合などによる商品開発により市場を拡大したり、他者との連携やIoTなどを活用して生産工程を大幅に改善し、劇的なコストダウンを実現するなど、今後の成長ものづくり分野を支える取組の創出が期待できる。

- ・加工組立型産業の中でも特に輸送用機械器具製造業が突出しているが、国内の輸送用機械器具製造業の製造品出荷額等 63 兆 1, 198 億円のうち、25 兆 2, 306 億円と約 4 割のシェアを占めており、本県のものづくりを牽引する基幹産業となっている。また、こうした輸送用機械器具製造業は自動運転などの次世代自動車や航空宇宙産業など今後成長が見込まれる産業であり、本県にはこうした産業を支える半導体や集積回路、液晶パネルなどの電子部品・デバイス・電子回路製造業も一定の集積があり、重要な業種となっている。
- ・電気機械器具製造業においては、内燃機関電装品や電力開閉装置、配線器具・配線附属品などの製造品出荷額等が全国トップレベルであり、事業所数は 871 で全国比 8.8% (2 位)、従業者数 69,601 人は全国比 13.8% (1 位) となっている。
- ・生産用機械器具製造業においては、金属工作機械や機械工具、金属用金型などの製造品出荷額等が全国トップレベルであり、事業所数は 2,731 で全国比 11.6% (1 位)、従業者数 71,407 人は全国比 10.8% (1 位) となっている。
- ・はん用機械器具製造業においては、はん用内燃機関や動力伝動装置、冷凍機・温湿調整装置などの製造品出荷額等が全国トップレベルであり、事業所数は 765 で全国比 9.4% (2 位)、従業者数 28,614 人は全国比 8.7% (2 位) となっている。
- ・業務用機械器具製造業においては、サービス用機械器具や娯楽用機械器具、体積計などの製造品出荷額等が全国トップレベルであり、事業所数は 338 で全国比 7.0% (5 位)、従業者数 14,723 人は全国比 6.9% (2 位) となっている。
- ・情報通信機械器具製造業においては、電子計算機やその他の附属装置などの製造品出荷額等が全国トップレベルであり、事業所数は 43 で 3.4% (9 位)、従業者数 4,678 人は全国比 4.2% (7 位) となっている。

業種	事業所数	製造品出荷額等	全国比
輸送用機械器具製造業	1,905	25 兆 2,306 億円	40.0% (1 位)
電気機械器具製造業	871	3 兆 9,385 億円	20.2% (1 位)
生産用機械器具製造業	2,731	2 兆 3,837 億円	10.4% (1 位)
はん用機械器具製造業	765	1 兆 2,713 億円	10.4% (2 位)
業務用機械器具製造業	338	7,689 億円	11.7% (1 位)
情報通信機械器具製造業	43	2,269 億円	3.7% (8 位)

(2022 年経済構造実態調査より)

② 素材型産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野

2022 年経済構造実態調査によると、下記の表に示すようにものづくりを支える素材型産業が集積している。

加工組立型産業と同様、全国トップレベルの集積が形成されており、例えば、新素材の開発等による航空宇宙産業やロボット産業など今後の市場拡大が見込まれる分野への進出、他社との連携や技術革新等により、新たな付加価値を創出し、市場シェアの拡大や、新規市場を開拓するなどによる、ものづくり産業の高付加価値化が期待できる。

- ・鉄鋼業については、臨海部に大型の製鉄所が立地しており、製鋼・製鋼圧延や熱間圧延、鋳鉄铸件製品などの製造品出荷額等が全国トップレベルであり、事業所数は 608 で全国比 12.1% (2 位)、従業者数 28,857 人は全国比 13.0% (1 位) となっている。
- ・金属製品製造業は、金属プレス製品やガス機器・石油機器、製缶板金などの製造品出荷額等が全国トップレベルであり、事業所数は 2,634 で全国比 8.6% (2 位)、従業者数 60,288 人は全国比 9.9% (2 位) となっている。

- ・プラスチック製品製造業は、輸送機械器具用プラスチックや軟質プラスチック発砲製品、工業用プラスチックなどの製造品出荷額等が全国トップレベルであり、事業所数は1,584で全国比11.5%(1位)、従業者数57,278人は全国比12.7%(1位)となっている。
- ・化学工業は塗料や頭髪用化粧品などの製造品出荷額等が全国トップレベルであり、事業所数は286で全国比5.1%(7位)、従業者数15,598人は全国比4.0%(11位)となっている。
- ・窯業・土石製品製造業は、本県において長い歴史を持ち、飲食器・電気用陶磁器中心の瀬戸地域、タイル・衛生陶器中心の常滑地域、陶器瓦中心の碧南・高浜地域とそれぞれの地域が特徴的な産地を形成している。品目では板ガラス加工や粘土かわら、理化学用・工業用陶磁器などの製造品出荷額等が全国トップレベルであり、事業所数は802で全国比7.4%(2位)、従業者数21,549人は全国比8.8%(1位)となっている。
- ・石油製品・石炭製品製造業は道路などの舗装材料製造が全国トップレベルであり、事業所数は63で全国比4.9%(2位)、従業者数1,296人は全国比4.6%(6位)となっている。
- ・非鉄金属製造業は、アルミニウム・同合金圧延などの製造品出荷額等が全国トップレベルであり、事業所数は236で全国比7.7%(3位)、従業者数10,196人は全国比7.0%(2位)となっている。
- ・ゴム製品製造業は自動車タイヤ・チューブや工業用ゴム製品などの製造品出荷額等が全国トップレベルであり、事業所数は218で全国比9.2%(3位)、従業者数12,790人は全国比11.2%(1位)となっている。
- ・パルプ・紙・紙加工品製造業では、特に製品の梱包などに使う段ボール箱の製造品出荷額等が全国トップレベルであり、事業所数は428で全国比7.2%(5位)、従業者数11,318人は全国比6.3%(4位)となっている。
- ・木材・木製品製造業は、床板や木箱製造などの製造品出荷額等が全国トップレベルであり、事業所数は324で全国比5.2%(2位)、従業者数4,950人は全国比5.4%(2位)となっている。

業種	事業所数	製造品出荷額等	全国比
鉄鋼業	608	2兆6,364億円	13.4%(1位)
金属製品製造業	2,634	1兆7,429億円	11.0%(1位)
プラスチック製品製造業	1,584	1兆5,914億円	12.2%(1位)
化学工業	286	1兆3,959億円	4.4%(9位)
窯業・土石製品製造業	802	7,529億円	9.4%(1位)
石油製品・石炭製品製造業	63	6,285億円	4.4%(8位)
非鉄金属製造業	236	6,178億円	5.2%(6位)
ゴム製品製造業	218	4,570億円	13.5%(1位)
パルプ・紙・紙加工品製造業	428	3,867億円	5.4%(4位)
木材・木製品製造業	324	1,721億円	5.3%(3位)

(2022年経済構造実態調査より)

③ 生活関連型産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野

2022年経済構造実態調査によると、下記の表に示すようにものづくりを支える生活関連産業が集積している。

愛知県は、自動車や航空機などを支える基盤産業の集積が目立ちますが、食料品製造や繊維工業など古くからこの地域のものづくりを支えてきた生活関連型産業も全

国でトップレベルのシェアを有している。

こうした人々の生活に密接に関連した生活関連産業の集積を活用して、異業種の技術や発想の融合などから、新規市場を開拓したり、世の中のニーズを先取りして新たな付加価値を付与した商品開発により市場を拡大させるなど、付加価値の高い事業創出が期待できる。

- ・食料品製造業においては、パンや部分肉・冷凍肉、生菓子などの製造品出荷額等が全国トップレベルであり、事業所数は1,136で4.6%(2位)、従業者数63,676人は全国比5.8%(3位)となっている。
- ・飲料・たばこ・飼料製造業においては、配合飼料や蒸留酒・混成酒、製茶などの製造品出荷額等が全国トップレベルであり、事業所数は162で3.1%(7位)、従業者数4,687人は全国比4.4%(4位)となっている。
- ・繊維工業は毛織物を中心とする尾州産地、綿・スフ織物を中心とする知多産地、綿・スフ織物及び漁網や綱の生産が盛んな三河産地があり、古くからこの地域の基幹産業として多種多様な繊維関連産業が集積している。品目では化学繊維や毛織物、毛織物機械染色整理などの製造品出荷額等が全国トップレベルであり、事業所数は1,118で8.4%(1位)、従業者数18,040人は全国比7.8%(1位)となっている。
- ・印刷・同関連業においては、オフセット印刷や印刷関連サービスなどの製造品出荷額等が全国トップレベルであり、事業所数は887で6.6%(4位)、従業者数13,573人は全国比5.4%(4位)となっている。
- ・家具・装備品製造業においては、木製家具や鏡縁・額縁などの製造品出荷額等が全国トップレベルであり、事業所数は472で7.4%(2位)、従業者数6,163人は全国比6.7%(3位)となっている。
- ・なめし革・同製品・毛皮製造業においては、工業用革製品やなめし革などの製造品出荷額等が全国トップレベルであり、事業所数は41で3.3%(7位)、従業者数1,023人は全国比5.7%(5位)となっている。
- ・その他の製造業においては、工業用模型やその他の事務用品、万年筆・ペン類・鉛筆などの製造品出荷額等が全国トップレベルであり、事業所数は666で6.4%(4位)、従業者数12,651人は全国比7.8%(2位)となっている。

業種	事業所数	製造品出荷額等	全国比
食料品製造業	1,136	1兆7,890億円	6.0%(3位)
飲料・たばこ・飼料製造業	162	4,725億円	4.9%(5位)
繊維工業	1,118	3,584億円	9.8%(1位)
印刷・同関連業	887	2,376億円	4.9%(4位)
家具・装備品製造業	472	1,444億円	7.2%(3位)
なめし革・同製品・毛皮製造業	41	238億円	8.5%(3位)
その他の製造業*	666	3,589億円	7.9%(2位)

(2022年経済構造実態調査より)

*その他の製造業とは日本標準産業分類の中分類の項目で、細目には、管理、補助的経済活動を行う事業所、貴金属・宝石製品製造業、装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)、時計・同部分品製造業、楽器製造業、がん具・運動用具製造業、ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業、漆器製造業、畳等生活雑貨製品製造業、他に分類されない製造業(眼鏡製造業等)がある。

④ 情報通信産業の産業集積を活用したデジタル・DX分野

令和3年経済センサスー活動調査によると、情報通信産業の集積状況は下記のとおりとなっている。

以下に示すとおり、愛知県には情報通信産業が集積しており、IoT、AI、ビッ

グデータ等を活用した遠隔診療システムの開発や自動運転技術の高度化、ドローンによる荷物配送やデータの戦略的収集・活用による小売業の高付加価値化など、あらゆる産業において戦略的な経営に貢献し、デジタル・DX分野に資する基盤技術の提供が期待される。

- ・情報サービス業は、事業所数は2,349で全国4位、従業者数は66,815人で全国4位、付加価値額は4,617億円で全国5位となっている。
- ・通信業は、事業所数は124で全国3位、従業者数は8,957人で全国3位、付加価値額は1,504億円で全国4位となっている。
- ・映像・音声・文字情報制作業においては、事業所数は703で全国4位、従業者数は8,346人で全国3位、付加価値額は533億円で全国3位となっている。
- ・インターネット附随サービス業においては、事業所数は372で全国4位、従業者数は5,080人で全国5位、付加価値額は510億円で全国7位となっている。
- ・放送業は、事業所数は71で全国3位、従業者数は4,115人で全国3位、付加価値額は479億円で全国3位となっている。

業種	事業所数	付加価値額	全国比
情報サービス業	2,349	4,617億円	4.1%(5位)
通信業	124	1,504億円	3.7%(4位)
映像・音声・文字情報制作業	703	533億円	3.1%(3位)
インターネット附随サービス業	372	510億円	2.3%(7位)
放送業	71	479億円	5.3%(3位)

(令和3年経済センサスー活動調査より)

⑤ 東名・名神高速道路や中部国際空港、名古屋港などの交通インフラを活用した物流産業分野

愛知県は日本の中央に位置していることから、古くから東西の交通の要衝として発達しており、陸・海・空の交通網が充実している。

(陸路(道路・鉄道))

東名・名神、新東名・新名神、東海北陸、東海環状、名古屋環状2号線などの高速道路やそこから延びる道路網が充実しており、ものづくり愛知の物流を支えている。さらに、中部国際空港や名古屋港、衣浦港、三河港から60分圏域の拡大や名古屋駅からの40分交通圏の拡大へ向け、三遠南信自動車道、西知多道路、名豊道路などの高規格道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備を進めており、今後、ますます道路アクセスの利便性が向上する。

また、名古屋駅を中心として県内への鉄道網が充実しており、リニア中央新幹線の全線開通後は、東京・名古屋・大阪を中心とする三大都市圏を結び、多様な自然や文化を有する地域を内包する、世界に類を見ない魅力的な経済集積圏である「日本中央回廊」が誕生することとなる。その中心に位置する本県にとっては、東京、大阪の二つの大都市圏を含めた交流範囲が格段に広がる可能性がある。

(海路(港))

愛知県には、国際拠点港湾の「名古屋港」、重要港湾の「衣浦港」・「三河港」、及び「常滑港」をはじめとする12港の地方港湾(うち、1港が避難港)の合計15港があり、日本の中央に位置する本県の港湾は、東名・名神高速道路、伊勢湾岸自動車道等を利用することで、中部圏はもとより関東圏、関西圏とも結ばれている。このため海上交通と陸上交通の結節点としての優位性があり、物流・生産拠点として「県民の生活」、「ものづくり愛知」を支えている。

(空路(空港))

中部国際空港は名古屋都心まで約 30 分でアクセスできる国際空港であり、2005 年の開港以降、海上空港としての特性を活かし、モノづくり産業を中心に我が国の経済成長を牽引する中部圏において、国内外との「人の交流」、「産業のサプライチェーン」を支える重要な役割を果たしている。さらに、県営名古屋空港はコンピューター航空や国際ビジネス機など小型航空機の拠点空港として機能している。

我が国の中心に位置するとともに、陸・海・空の交通インフラが発達した本県は、物流施設の立地可能なエリアが拡大しており、わが国を代表する物流拠点となっている。令和 3 年経済センサスー活動調査によると、道路貨物運送業は事業所数 4,447 で全国 3 位、水運業は事業所数 90 で全国 12 位、航空運輸業は事業所数 32 で全国 5 位、倉庫業は事業所数 738 で全国 5 位、運輸に附随するサービス業は、事業所数 1,331 で全国 4 位の集積がある。

物流産業では、インターネットの普及による通信販売の需要拡大等を背景にした多頻度小口輸送の拡大や「在庫の削減・最適化」「リードタイムの短縮」など、サプライチェーンの最適化を図るため「保管型倉庫」から、在庫を置かない「スルー型の物流センター」へのシフトが進むなど、求められるニーズも多様化しており、本県の交通インフラを活用して、複数に分散した保管拠点と輸送網を集約した大型物流拠点の整備や「多頻度かつ迅速な入出荷対応」、「24 時間の操業体制」「流通加工も含めた多機能化」などのニーズに対応した高機能かつ大型の物流施設や、「2024 年問題」への対応として、自動運転技術等を活用した次世代型の物流施設の整備などが期待される。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進 その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、成長ものづくり分野、デジタル・DX分野、物流産業分野において、高付加価値事業を生み出していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。そのため、愛知県が重点的に取り組むべき政策の方向性を示す「あいちビジョン2030」や、その他の個別計画等に基づく取組を着実に推進することで、事業コストの低減や本促進区域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 固定資産税の減免措置

新都市において、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、固定資産税の減免措置に関する条例を制定し支援している。事業者ニーズに応じ、引き続き適切に運用していく。

② 融資制度

愛知県経済環境適応資金融資制度において地域経済牽引事業の承認事業者を融資対象とし、資金面で支援している。事業者ニーズに応じ、引き続き適切に運用していく。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

愛知県が公開するオープンデータを民間企業等が活用できるよう「愛知県オープンデータカタログ」の運用を継続するとともに、公開データの拡大を推進していく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

下記のとおり、愛知県及び各市町村において事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

県・市町村	相談窓口の設置
愛知県	経済産業局産業部産業立地通商課
名古屋市	経済局イノベーション推進部産業立地交流室
豊橋市	産業部産業政策課
岡崎市	経済振興部商工労政課
一宮市	活力創造部産業振興課
瀬戸市	地域振興部産業政策課
半田市	市民経済部産業課
春日井市	産業部企業活動支援課
豊川市	産業環境部企業立地推進課
津島市	建設産業部産業振興課
碧南市	経済環境部商工課
刈谷市	産業環境部商工業振興課
豊田市	産業部商工振興室産業労働課
安城市	産業部商工課工業労政係
西尾市	産業部商工振興課
蒲郡市	産業振興部産業政策課産業立地推進室
犬山市	経済環境部産業課
常滑市	経済部魅力創造室
江南市	経済環境部商工観光課
小牧市	地域活性化営業部企業立地・次世代産業推進課
稲沢市	経済環境部商工観光課企業立地推進室
新城市	産業振興部産業政策課
東海市	環境経済部商工労政課
大府市	産業振興部商工業ウェルネスバレー推進課
知多市	環境経済部商工振興課
知立市	企画部企業立地推進課
尾張旭市	市民生活部産業課
高浜市	都市政策部都市計画グループ
岩倉市	建設部商工農政課
豊明市	経済建設部産業支援課
日進市	産業政策部産業振興課
田原市	商工観光部企業立地課
愛西市	産業建設部企業誘致課
清須市	市民環境部産業課
北名古屋市	建設部商工農政課
弥富市	建設部産業振興課
みよし市	市民経済部産業振興課
あま市	建設産業部企業誘致対策課
長久手市	くらし文化部たつせがある課
東郷町	企画政策部産業振興課
豊山町	産業建設部まちづくり推進課
大口町	まちづくり部企業支援課
扶桑町	産業建設部都市政策課
大治町	建設部産業環境課
蟹江町	政策推進室ふるさと振興課
飛島村	開発部建設課
阿久比町	建設経済部産業観光課
東浦町	生活経済部商工振興課
南知多町	建設経済部産業振興課
美浜町	産業建設部産業課
武豊町	生活経済部産業課
幸田町	企画部企業立地課

設楽町	企画ダム対策課
東栄町	経済課
豊根村	商工観光課

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① スタートアップ・イノベーション創出への支援

「Aichi-startup 戦略」に基づき「STATION Ai プロジェクト」を推進し、世界に類例のない国際的なイノベーション創出拠点の形成を目指すとともに、「革新事業創造戦略」に基づき、産学官金の多様な主体からのイノベーション創出に向けた提案を起点として、社会課題の解決と地域の活性化を図る官民連携プロジェクトの創出を図る。

(主な取組)

- ・「STATION Ai」の整備運営
- ・海外のスタートアップ支援機関・大学との連携
- ・スタートアップ支援プログラムの実施
- ・「STATION Ai パートナー拠点」の設立と地域支援
- ・優れた官民連携プロジェクトの提案を「革新事業」として採択し事業化を支援
- ・「あいち農業イノベーションプロジェクト」の推進 等

② 地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援

2012 年度から、毎年度、法人県民税の一定割合を「産業空洞化対策減税基金」として積み立て、これを原資とする補助制度を運用している。引き続き、当該制度により「成長ものづくり分野」や「デジタル・DX分野」の県外企業の新規立地や県内企業の再投資等を支援する。

(主な取組)

- ・21 世紀高度先端産業立地補助金
- ・新あいち創造産業立地補助金 (Aタイプ)
- ・新あいち創造産業立地補助金 (Bタイプ)
- ・新あいち創造産業立地補助金 (Cタイプ) 等

③ 人材確保に向けた支援

「成長ものづくり分野」の事業者が必要とする人材を確保するべく、ものづくり人材の育成を支援する。また、その他の分野においても人材の確保等に向けた取組を推進する。

(主な取組)

- ・地域産業を支える加工技術者を対象とする研修やセミナーの開催
- ・民間における職業訓練、技能検定等の職業能力の開発・向上に向けた取組の支援
- ・技能五輪全国大会・全国アビリンピックの開催 等

④ 産業用地の確保に向けた支援

用地の確保に当たっては、まず、市街化区域内の工業系用途地域内の遊休地、工場跡地など、既存用地を有効に活用するとともに、市街化調整区域内の適地については、市街化区域への適切な編入を推進する。その上で、用地に対する企業のニーズに的確に応えるため、市街化調整区域内において、優良な用地を整備する。

(主な取組)

- ・内陸用地の新規開発 等

⑤ GXの促進支援

「2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指し、本県の温室効果ガス排出量を 2030

年度に 2013 年度比で 46%削減する目標を掲げるとともに、取り組むべき施策の方向を示した「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～」を基に、日本一のモノづくり県である愛知県は、環境分野においてもトップランナーとして、地域の総力を挙げて、産業、業務、家庭、運輸など、あらゆる分野の脱炭素化を強力に推進していく。

（主な取組）

- ・企業の脱炭素経営の支援
- ・中部圏における大規模な水素・アンモニアのサプライチェーン構築
- ・「矢作川・豊川CNプロジェクト」の推進 等

⑥ DXの促進支援

5G等デジタル技術の実装に向けた取組を行うとともに、中小・小規模企業のデジタル化・DXを推進する。

（主な取組）

- ・「あいちデジタルアイランドプロジェクト」の推進
- ・デジタル技術活用相談対応等
- ・地域の産学官行政が一体となった「あいち産業DX推進コンソーシアム」との連携 等

（6）実施スケジュール

取組事項	2024 年度	2025～2027 年度	2028 年度
【制度の整備】			
① 固定資産税の減免措置			→
② 融資制度			→
【情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開等）】			
「愛知県オープンデータカタログ」の運用			→
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
県・市町村に窓口を設置			→
【その他の事業環境整備】			
① スタートアップ・イノベーション創出への支援			→
② 地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強化の支援			→
③ 人材確保に向けた支援			→
④ 産業用地の確保に向けた支援			→
⑤ GXの促進支援			→
⑥ DXの促進支援			→

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、愛知県及び各市町村が設置する公設試や産業支援機関等がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、愛知県及び県内全市町村では関係支援機関の理解醸成に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 公益財団法人あいち産業振興機構

県内中小企業等の経営基盤の強化、新たな事業活動への取組み、国際化への対応等を総合的に支援し、経済・産業の発展に寄与することを目的とするワンストップ支援機関であり、以下の事業を通して地域経済牽引事業の促進を支援する。

ア 中小企業等の経営資源の確保、経営革新及び新事業分野の開拓等新たな事業活動、取引のあっせん、国際ビジネスの展開及び事業承継などを支援するため、講座・セミナー、相談・助言及び調査又は情報の収集若しくは提供等を行う事業

イ 創業又は中小企業の地域資源を活用した新事業の展開、知的財産の活用、国際的な事業展開など、新たな事業活動を促進するための助成事業

等

② 公益財団法人科学技術交流財団

幅広い研究者の交流を基盤として、科学技術に関する研究交流、共同研究の推進及び研究成果の普及、人材の育成、中小企業への技術開発支援、情報の提供などを産・学・行政の連携と協力により行い、愛知県地域における科学技術研究を活発化させ、新産業の創出を促すことにより、産業活動の発展と生活の質の向上に寄与することを目的としており、以下の事業を通して地域経済牽引事業の促進を支援する。

ア 科学技術に関する産・学・行政の研究者及び技術者の交流を図る機会を提供する事業

イ 科学技術に関する共同研究の推進及び研究成果の普及を図る事業

ウ 科学技術に関する人材の育成を図る事業

エ 科学技術に関する中小企業の技術開発等を支援する事業

オ 科学技術に関する情報を広く一般に提供する事業

カ シンクロトロン光利用施設を整備・運営し、企業、大学等の研究開発の高度化を促進する事業

等

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

愛知県では、「愛知県環境基本条例」に基づく「第5次愛知県環境基本計画」により、「日本一環境にやさしいあいち」、「環境と経済成長が好循環しているあいち」、「地域が活性化している魅力あるあいち」の3つのあいちを基調とした地域づくりを進めることで、SDGs達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する「環境首都あいち」の実現を目指している。

事業者には、地域社会の構成員として企業の社会的責任を認識し、あらゆる事業活動において、法令順守の徹底はもとより、環境負荷の低減に向けた自主的、積極的な取組が求められる。

地域経済牽引事業の実施に当たっては、自然保護・環境保護に関する自然公園法や環境基本法等の関係法令及び「愛知県環境基本条例」等の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び自然環境や景観を損なわないよう、県と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないようその保全に十分配慮することとする。

(2) 安全な住民生活の保全

愛知県では、「愛知県安全なまちづくり条例」並びに同条例第10条及び第15条に基づく防犯上の指針により、県民、県、市町村、事業者が地域社会の連帯の強化を図りながら、安全に安心して暮らせる愛知の実現を目指し、市町村、防犯協会、事業者団体等と連携して、安全なまちづくり県民運動を実施している。

さらに愛知県では、「第11次愛知県交通安全計画」を策定し、交通事故のない社会を目指して、各種の交通事故抑止対策を推進している。

地域経済牽引事業の実施に当たっては、住民の理解を得ながら犯罪及び交通事故の防止に配慮し取り組んでいく。

(3) その他

年に1回「地域経済牽引事業促進協議会」を開催し、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しを行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、 その基本的な事項

(1) 総論

当該重点促進区域は、次のとおり農地及び市街化調整区域であるため、これらの区域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整を行う必要がある。

【重点促進区域6（半田市）】

(農地及び市街化調整区域の範囲)

(農地)

中億田町 73 番、74 番、75 番、76 番、77 番、78 番、79 番、80 番、81 番、82 番、83 番 1、83 番 2、84 番、85 番、86 番、87 番、88 番、89 番、90 番、91 番、92 番、93 番、94 番、95 番、96 番、97 番、98 番、99 番、100 番、101 番、102 番、103 番、104 番、105 番、106 番、107 番、108 番、109 番、110 番、111 番、112 番、113 番、114 番、115 番、116 番、117 番、118 番、119 番、120 番、121 番、122 番、123 番、124 番、125 番、126 番、127 番、128 番、129 番、130 番、131 番、132 番、133 番、134 番、135 番、136 番、137 番、138 番、139 番、140 番、141 番、142 番、143 番、144 番、145 番、146 番、147 番、148 番、149 番 1、149 番 2、150 番、162 番、163 番、164 番、165 番、166 番

(市街化調整区域) 上記農地及び中億田町 192 番の一部

(地区内における公共施設整備の状況)

本区域において、電気、上水道などのインフラ整備は完了している。また、周辺においては、2020 年度に市道中井日東 2 号線の道路改良が完了している。したがって本区域周辺で新たな公共施設整備を行う必要はない。

(他計画との調和等)

本区域は、第 7 次半田市総合計画において、地域経済の活性化につながる企業立地を誘導するための新土地需要ゾーンに位置付けられており、市内企業の拡張や新規企業の立地に対応した工業用地の整備を図ることとしている。

また、半田市都市計画マスタープランにおいても、本区域は、優良な農地の保全に配慮しつつ、開発基準条例等に基づいた企業誘致を推進することとしている。

さらに、半田農業振興地域整備計画においては、中部国際空港の開港以来、整備効果を生かした都市的土地利用が強まっており、現在の優良農地を積極的に保全する一方において、都市的土地利用との調整を図り、均衡のとれた地域の発展を目指すこととしている。

本区域で実施する地域経済牽引事業は、産業集積や交通インフラといった地域の特性を活用して実施されるものであり、これらの計画の方針と調和したものである。

(地域内の遊休地等の状況等)

本重点促進区域内においては、遊休地等は存在していない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

【重点促進区域7（知立市）】

(農地及び市街化調整区域の範囲)

(農地)

八橋町赤羽 69番、70番、71番、83番、84番、85番、86番、87番、88番、89番、90番、91番1、91番2、92番、93番、94番、95番、96番、97番、98番、99番、100番、101番、102番、103番、104番、105番、106番、107番、108番、109番、110番、111番、112番、113番、116番、117番、118番、119番、120番、121番、122番、123番1、123番2

八橋町上井場取 124番1、125番1、126番1、127番1、128番1、129番1、130番1、131番1、131番2、132番1、133番1、134番1、135番1、136番、137番、138番、139番、140番、141番、142番、143番1、143番2、144番、145番、146番、147番、148番

八橋町下井場取 33番、34番、35番、36番、37番、38番、39番1、39番2、40番、41番、43番、44番、45番、46番、47番、48番、49番、50番1、50番2、51番1、51番2、51番3、53番1、54番1、55番1、55番2、56番1、57番1、58番1、59番1、60番1、61番1、62番1、63番、64番、65番、66番、67番、68番、69番、70番、71番、72番、73番、74番、75番、76番1、76番2

八橋町東畑 62番、63番、64番、65番1、66番1、67番1、68番1、68番2、69番1、70番1、71番1、71番2、72番1、73番1、75番、76番、77番、78番、79番、80番、81番、82番、83番、84番、85番、86番、87番、88番、89番、90番、91番、92番、93番、94番、95番、96番、97番、98番、99番、100番、101番

(市街化調整区域) 同上

(地区内における公共施設整備の状況)

本区域の近隣に鉄道駅や住宅が立地しており、電気・水道のインフラは近隣まで整備され、下水道は合併処理浄化槽のエリアとなる。また、伊勢湾岸道路豊田南ICに接続する都市計画道路花園里線が本区域内を通過していることから、新たに公共施設を整備する必要は無い。

(他計画との調和等)

本区域は、知立市都市計画マスタープランにおいて、産業促進拠点に位置づけられており、産業振興を図るための地域経済牽引事業の用に供される土地利用を促進していくことは、この方針と調和するものである。

また、第6次知立市総合計画及び知立市都市計画マスタープランにおいて、広域的道路ネットワークのアクセス性が高い地区を産業ゾーンに位置付けするなど、地域づくりや雇用創出に貢献する企業や事務所の誘致の促進についてさらなる強化を目指していることから、知立農業振興地域整備計画においても、周辺に自動車関連産業の企業が集積し、伊勢湾岸自動車道豊田南IC、衣浦豊田道路牛田IC、さらに都市計画道路花園里線が区域内に整備されており、広域交通の利便性が高まっていることから、将来、企業が進出する可能性が高いため、その際には必要な土地利用調整を図ることとしており、産業振興を図るための地域経済牽引事業の用に供される土地利用を促進していくことは、産業集積や交通インフラといった地域の特性を活用して実施されるものであり、これらの計画の方針と調和するものである。

(地域内の遊休地等の状況等)

本重点促進区域内においては、遊休地等は存在していない。今後、遊休地等が確認

され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。なお、やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

【重点促進区域 6（半田市）】

① 農用地区域外での開発を優先すること

農用地区域外での開発を優先することとするが、大半が農用地区域であることから、半田市及び愛知県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

本区域には集団的農地が含まれており、農用地区域が設定されている。土地利用調整区域の設定に当たり、やむを得ず農地において設定する場合は、集団的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じないようにすることとする。また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じないようにすることとする。さらに、農業経営基盤強化促進法（1980年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画の達成に支障が生じないようにすることとする。

③ 面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備するため、土地利用調整区域を設定する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

面的整備の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していないものは、土地利用調整区域に含めないこととする。なお、本区域における面的整備は平成以降実施されておらず、工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過している。また、面的整備の計画はない。

⑤ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（1949年法律第195号）第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定があることが公にされている農地についても、土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

【重点促進区域 7（知立市）】

① 農用地区域外での開発を優先すること

農用地区域外での開発を優先することとするが、広く農用地を含む区域であることから、土地利用調整区域を定めるときは、知立市及び愛知県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

② 周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすること

本区域には集团的農地が含まれており、農用地区域が設定されている。土地利用調整区域の設定に当たり、やむを得ず農地において設定する場合は、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じないようにすることとする。また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じないようにすることとする。さらに、農業経営基盤強化促進法（1980年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画の達成に支障が生じないようにすることとする。

③ 面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上での最小限の面積をその用に供することとする。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

面的整備の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していないものは、土地利用調整区域に含めないこととする。なお、本区域における面的整備は1990年代に実施されており、工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過している。また、面的整備の計画はない。

⑤ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（1949年法律第195号）第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定があることが公にされている農地についても、土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

【重点促進区域6（半田市）】

当該重点促進区域における市街化調整区域については都市計画法に基づく開発許可を行うため、本制度を活用した市街化調整区域における土地利用調整は行わない。

【重点促進区域7（知立市）】

当該重点促進区域における市街化調整区域については都市計画法に基づく開発許可を行うため、本制度を活用した市街化調整区域における土地利用調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から2028年度末日までとする。

なお、「愛知県基本計画（2017年9月29日同意）」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

工場立地特例対象区域の設定(2023年6月30日現在における地番により表示)

No	市町村名	町・大字	字・丁目	丁目以下の番地		
1	西尾市	港町		6番4、6番5、6番6、6番7、6番8、6番9、6番10、6番11、6番13、6番14、6番15		
2	蒲郡市	浜町		11番、12番、13番1、13番2、13番3、13番4、13番5、14番、14番1、15番、16番1、16番2、16番5、17番、18番、19番、20番、21番、22番1、22番2、23番1、23番2、23番3、23番4、23番5、23番6、23番7、24番1、24番2、24番3、25番、26番、27番、28番、29番、30番、31番、32番1、32番2、32番3、34番1、34番2、34番3、35番、36番、37番、38番1、38番2、39番、40番、41番、42番、43番、44番、44番1、45番、46番、47番、48番、49番、50番、51番1、51番2、52番、52番1、53番1、53番2、53番3、53番4、56番、65番2、66番、67番2、67番3、67番4、67番5、67番6、67番7、67番8、67番9、67番10、67番11、67番12、67番13、67番14、67番15、67番16、67番17、67番18、67番19、67番20、67番21、67番22、67番23、67番24、69番、70番、71番2、71番3、71番4、71番5、71番6、71番7、71番8、71番9、71番10、71番11、72番、73番1、73番3、73番4、73番5、73番6、73番7、74番、76番1、76番3、77番1、77番2、77番3、78番1、78番2、79番、80番、80番1、81番、82番、83番、84番、85番、86番1、86番2、87番1、87番2、88番、89番、90番、91番2、91番5、93番2、94番1、94番2、94番3、94番4、94番5、94番6、94番7、94番8、94番9、94番10、94番11、94番12、95番1及び95番2		
3	弥富市	楠	一丁目	1番、2番、3番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番、20番、21番1、21番2、22番、23番、24番、26番1、26番2、27番、28番、29番、30番、31番、32番1、32番2、32番3、32番4、32番5、32番6、33番、34番、36番、37番、38番、40番1、40番2、41番、42番、43番、45番、46番、47番、48番、50番、51番、52番1、52番2、52番3、52番4、52番5、53番、54番、55番、57番、58番、59番、60番、61番、63番、64番、65番、66番、67番、69番、70番、71番、72番、73番、75番、76番1、76番2、77番、78番、79番、81番、82番、83番、84番、85番、87番、88番、89番、90番、91番1、91番2、93番、94番、95番、96番、97番、99番1、99番2、99番3、100番、101番、103番、104番、105番、106番、107番、108番、109番1、110番、111番、112番、114番1、114番2、115番1、115番2、117番、118番、120番、121番、123番、124番、125番1、125番2、126番、127番1、127番2、127番4、127番5、129番、132番2		
			二丁目	1番、2番、3番、4番、6番1、6番2、6番3、7番1、7番2、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、18番、19番、20番、21番、22番、23番1、23番2、24番、25番、27番、28番、29番、30番、31番1、31番2、32番1、32番2、33番1、33番2、33番3、33番4、34番、35番、36番、37番、39番、40番、41番1、41番2、43番、44番、45番、47番、48番、49番1、49番2、49番3、49番4、50番、51番、52番、53番、54番、56番、57番、58番、59番、61番、62番、64番、65番1、65番2、65番3、65番4、65番5、65番6、65番7、65番8、65番9、65番10、65番11、65番12、65番13、65番14、65番15、65番16、65番17、65番18、65番19、65番20、65番22、65番23、65番24、65番25、65番26、65番27、65番28、65番29、70番、75番1、75番2、75番3、75番4		
			三丁目	1番、3番、4番1、4番2、4番3、6番、7番1、7番2、7番3、9番1、9番2、9番3、9番4、9番5、11番、13番1、13番2、13番3、15番1、15番2、15番3、15番4、17番、19番、20番2、20番3、20番4、20番8、21番、23番、24番1、24番2、28番1、31番、32番、33番、34番、35番1、35番2、35番3、35番4、36番、37番		
		富浜	一丁目	1番、4番		
			二丁目	1番1、1番2、1番3、1番4、1番8、1番9、1番10、1番11、1番12、1番13、1番14		
			三丁目	1番1、1番2、1番3		
			四丁目	1番		
			五丁目	1番、2番		
		4	豊山町	大字豊場	字松ノ木島	1番1、1番2、1番4、1番5、1番6、1番7、1番8、1番9、1番10、1番11、1番12、1番13、1番14、1番15
					字阿古島	13番3、13番7、13番8
字岡浦	1番2					
字丸田	41番1、41番5、41番6、41番7、44番2、44番6、44番7、44番8、44番9、44番10、44番11、44番12、44番13、44番14					
字押洗	1番2、1番3、1番5、1番7、2番1					
字岡山	1番2					
字岡西	1番2、1番3					
字轅立	2番5、2番7、2番8					
字新田町	12番1、12番3					
字小道	2番1、2番5					
大字青山	字阿古島			5833番5		
	字尾張田			5591番1、5610番1、5610番3		
	字河原			5793番2		
	字社宮司			4677番3、4677番8		
	字道仙島			4709番3、4709番4、4709番5		
	字乗房			4579番1		
	字花ビラ			5485番3、5485番4、5485番5、5485番6、5485番7、5559番1		
字矢留	6096番1					
字棒作	5952番1					

No	市町村名	町・大字	字・丁目	丁目以下の番地
5	飛島村	木場	一丁目	2番～6番、7番1、7番2、7番3、7番4、7番5、10番1、10番2、10番3、10番4、10番5、10番7、10番8、10番9、10番11、10番12、11番1、11番2、11番3、11番4、12番、13番1、14番～16番、17番1、17番2、18番1、18番2、19番1、19番2、19番3、19番4、22番、24番1、24番2、24番3、24番4、25番、25番1、26番、28番1、28番2、29番、31番1、31番2、32番、33番1、33番2、33番3、34番～37番、39番～41番、44番、45番、47番、48番、49番1、49番2、50番、51番、52番1、53番～56番、58番、59番、61番～63番、64番1、64番2、64番3、64番4、65番1、65番2、67番、68番1、68番2、69番～71番、73番1、73番2、73番3、74番1、74番2、75番1、76番、77番、79番、80番、81番1、81番2、82番、83番、85番、86番、88番～90番、92番、93番1、93番2、94番1、94番2、94番3
		木場	二丁目	2番～4番、5番1、5番2、7番～12番、14番1、14番2、15番1、15番2、17番～19番、21番～23番、25番～29番、31番～35番、37番～40番、41番1、41番2、43番、43番1、44番、45番、46番1、46番2、47番、49番～51番、53番1、53番2、54番～56番、59番、59番1、60番、62番、63番1、63番2、64番1、64番2、65番、67番1、67番3、67番4、69番1、69番3、70番、72番、73番、75番～78番、80番、81番、82番1、82番2、83番～86番、88番～95番、97番～100番、102番～108番、110番～113番、114番1、114番2、116番～119番、121番、122番、123番1、123番2、125番1、125番2、126番、127番、129番、130番、131番1、131番2、131番3、131番4、131番5、131番6、132番1、133番1、133番2、133番3、133番4、133番10、133番11、133番12、133番13、133番14、133番15、133番16、133番17、135番、136番1、136番2、136番3、136番4、136番5、136番6、136番7、136番8、136番9、136番10、136番11、136番12、136番13、136番14、136番15、136番16、136番17、136番18、138番
		金岡		1番1、1番2、4番1、4番2、4番3、5番、6番、7番1、7番2、7番3、7番4、7番5、7番8、9番、12番1、12番2、13番～15番、16番1、16番2、16番3、17番1、17番2、18番、20番、21番、22番1、22番2、22番3、24番1、24番2、25番～30番、31番1、31番2、33番～41番、42番1、42番2、43番、44番、46番、47番、49番、51番1、51番2、52番、53番1、53番2、53番3、54番、55番1、55番2、55番3
		西浜		1番3、1番4、2番、3番、5番、6番、8番～17番、19番1、19番2、19番3、19番4、19番5、19番6、19番7、19番8、20番、22番、23番、25番1、25番2、26番、27番、27番1、27番2、28番1、28番2、28番3、28番4、28番5、29番、30番1、30番2、30番3、30番4、30番5、30番6、30番7
		東浜	一丁目	1番、2番、4番1、4番2、4番3、4番4、4番5、4番7、4番8、4番9、4番10、4番11、5番2、5番4、5番6、5番7、5番8、5番9、5番10、5番11、5番12、5番19、5番20、6番1、6番2、8番1、8番2、8番3、8番4、8番5、8番6、8番7、8番8、8番9、8番10、8番11、8番12、8番13、8番14、8番15、8番16、8番17、8番18、8番19、8番20、8番21、12番、13番1、13番2、13番3、14番
		東浜	二丁目	1番1、1番2、1番5、1番7、1番9、1番10、1番11、1番12、1番14、1番16、1番17、1番21、1番22、1番23、1番24、1番25、1番26、1番27、1番28、1番29、1番30、1番31、1番32、1番33、1番34、1番35、1番36、1番37、1番38、1番39、1番40、1番41、1番42、1番43、1番44、1番45、1番46、1番47、1番48、1番49、1番50、1番51、1番52、1番53、1番54、7番1、7番2、7番3、8番1、8番2、8番3、9番～13番、15番2、15番3、15番4、15番5、15番6、15番7、15番8、15番9、15番10、15番11、16番、22番、23番2、23番3、23番4、23番5、23番6、23番8、23番9、23番10、23番11、25番、26番
		東浜	三丁目	1番1、1番2、1番3、1番4、1番5、1番6、1番7、1番8、2番1、2番2、2番3、3番、4番1、4番2、4番3、5番1、5番2、5番3、6番～10番、11番1、11番2、12番～14番
6	半田市	中億田町		73番、74番、75番、76番、77番、78番、79番、80番、81番、82番、83番1、83番2、84番、85番、86番、87番、88番、89番、90番、91番、92番、93番、94番、95番、96番、97番、98番、99番、100番、101番、102番、103番、104番、105番、106番、107番、108番、109番、110番、111番、112番、113番、114番、115番、116番、117番、118番、119番、120番、121番、122番、123番、124番、125番、126番、127番、128番、129番、130番、131番、132番、133番、134番、135番、136番、137番、138番、139番、140番、141番、142番、143番、144番、145番、146番、147番、148番、149番1、149番2、150番、162番、163番、164番、165番、166番、192番(一部)